八　有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供（ＳＡ―ＣＣＲ（第五十一条に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ。）を用いて派生商品取引若しくは長期決済期間取引に係る与信相当額を算出し、又は期待エクスポージャー方式（第五十二条に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ。）を用いて派生商品取引、長期決済期間取引若しくはレポ形式の取引若しくは信用取引その他これに類する海外の取引に係る与信相当額を算出する場合において、これらの取引における担保の提供で与信相当額が算出されるものを除く。）又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	［（注１）・（注２）　略］	2　［略］ （与信相当額の算出） **第五十条**　先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（次項及び第三項において「派生商品取引」という。）の与信相当額は、次条から第五十二条の六までに定めるところによりＳＡ―ＣＣＲ又は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。 2　前項本文の規定にかかわらず、標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に掲げる信用協同組合等のいずれにも該当しない場合にあっては、カレント・エクスポージャー方式（第五十三条に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ。）を用いて、派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において、当該標準的手法を採用する信用協同組合等は、全ての派生商品取引について、ＳＡ―ＣＣＲを用いて与信相当額を算出することができない。 一　先進的計測手法を採用する信用協同組合等 二　第五十二条第一項の承認を受けた信用協同組合等 3　前項の規定にかかわらず、標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項各号に掲げる信用協同組合等のいずれにも該当しない場合において、直近の算出基準日においてＳＡ―ＣＣＲを用いて派生商品取引の与信相当額を算出しているときは、あらかじめ、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨を金融庁長官に届け出たとき又は第五十二条第一項の承認を受けたときを除き、これを継続して用いるものとする。

八　有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	［（注１）・（注２）　同上］	2　［同上］ （与信相当額の算出） **第五十条**　先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十三条の六までに定めるところによりカレント・エクスポージャー方式、標準方式又は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。 ［項を加える。］ ［項を加える。］